

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第29号

平成30年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年7月25日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 齊 藤 芳 久

記

- 1 期 日 平成30年8月1日（水）
 - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議場
-

○会 期

平成30年8月1日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1 番	野 沢 聖 子	議 員	2 番	田 中 栄	議 員
3 番	森 田 文 明	議 員	4 番	杉 田 恭 之	議 員
5 番	武 井 誠	議 員	6 番	山 中 基 充	議 員
7 番	新 井 文 雄	議 員	8 番	近 藤 英 基	議 員

不応招議員（なし）

平成30年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会

○議事日程（第1号） 平成30年8月1日

- 日程第 1 議席の一部変更及び議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 副議長の選挙
- 日程第 6 議案第 9号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任について
- 日程第 7 議案第10号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 8 一般質問

午前10時10分開会

出席議員（8名）

1番	野	沢	聖	子	議員	2番	田	中	栄	議員	
3番	森	田	文	明	議員	4番	杉	田	恭	之	議員
5番	武	井		誠	議員	6番	山	中	基	充	議員
7番	新	井	文	雄	議員	8番	近	藤	英	基	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

企業長	齊	藤	芳	久	副企業長	石	川	清	
監査委員	木	村	栄	一	事務局長	小	林	秀	之
事務局長 事務次長	高	篠		保	事務局長 事務次長	薄	井	貴	行
庶務課長	千	葉	晋	彦	庶務課 主席主幹	前	原	民	子
給水課長	毛	須	章	久	施設課長	山	崎	利	隆
施設課 主席主幹	小	林		栄	浄水課長	笠	木	知	之
浄水課 主席主幹	高	橋	俊	行					

事務局職員出席者

書記	新	井	広	高	書記	坂	本	一	史
書記	和	田		巧					

◎開会及び開議の宣告

(午前10時10分)

- 杉田恭之議長 現在の出席議員は8人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長開会の挨拶

- 杉田恭之議長 会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成30年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には公私ともご多用のところ、全員のご出席をいただき、ここに開会できますことを心より御礼申し上げます。

また、去る7月5日、6日の2日間にわたりましての議員視察研修につきましては、千葉県君津広域水道企業団における水道事業統合広域化等について、また横浜水道記念館及び東京都水道歴史館の視察について、大変実りある研修ができましたことを重ねて御礼申し上げます。

さて、ことしも梅雨明けとともに猛暑の様相を見せております。水源となっております荒川水系及び利根川水系ダムの貯水量は、利根川水系ダムについては平年より貯水量が下回っておりますが、すぐさま渇水となる状況には至っていないようでございます。しかし、今後の天候にもよりますが、渇水も心配されるわけでございます。引き続き水源の状況を注視していきたいと存じます。

今後とも皆様のご指導、ご協力をいただき、坂戸、鶴ヶ島両市民のために安全で安定した水を供給することができるよう、一層のご尽力を賜りますことをお願い申し上げます。

なお、本日提出されました議案は2件、一般質問は1名の議員さんから通告がありました。何とぞ慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てが終了できますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。



◎企業長の挨拶

○杉田恭之議長 企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。
齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 議員の皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、今定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成30年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご参集を賜り、まことにありがとうございます。当面する重要案件につきましてご審議いただきますことは、当企業団の発展のためまことにありがたく、厚く御礼を申し上げます。また、常日ごろ水道企業団の進展のためにご尽力をいただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

先般実施されました議員視察研修におかれましては、君津広域水道企業団などご視察、研修され、大変お疲れさまでございました。今回の視察研修の成果を当企業団の水道事業運営に反映していただきますようお願いを申し上げます。

水源のダムにつきましては、荒川水系ダムにおいては現在心配される状況にはありませんが、利根川水系ダムの貯水量は、例年に比べ少ない状況にあります。今後、利根川流域でまとまった雨が降らない場合は、渇水となることも予想されますので、引き続き渇水情報を注視してまいりたいと考えております。

さて、今定例会にご提案申し上げました議案は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任について及び平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての2議案でございます。内容につきましては、後ほど提案理由によりご説明を申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○杉田恭之議長 ありがとうございます。

◇

◎仮議席の指定

○杉田恭之議長 この際、議事進行上、去る4月26日、坂戸市議会臨時会において坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員に新たに当選されました森田文明議員、野沢聖子議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎諸報告

- 杉田恭之議長 次に、本定例会の議事日程及び出席いたします議事説明者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。



◎議席の一部変更及び議席の指定

- 杉田恭之議長 日程第1、議席の一部変更及び議席の指定を行います。

先般の坂戸市議会臨時会において、森田文明議員、野沢聖子議員が当企業団議会議員に当選されましたことに関連し、会議規則第4条第2項の規定により議長において、1番、田中栄議員を2番に、2番、武井誠議員を5番にそれぞれ変更し、今回新たに当選されました野沢聖子議員の議席を1番に、森田文明議員の議席を3番に指定いたします。議席番号に従いまして、それぞれ議席へご着席願います。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

- 杉田恭之議長 再開いたします。



◎会議録署名議員の指名

- 杉田恭之議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、

5番 武井 誠 議員

6番 山中 基 充 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○杉田恭之議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。



◎議案の朗読省略

○杉田恭之議長 お諮りします。

あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することに決定いたしました。



◎諸般の報告

○杉田恭之議長 日程第4、諸般の報告を行います。

去る7月23日、田中栄副議長より会議規則第136条第1項の規定に基づき副議長の辞職願が提出されましたため、地方自治法第108条の規定に基づき同日付で許可いたしましたので、ご報告いたします。

次に、企業長から平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書及び平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計継続費精算報告書並びに平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について、また監査委員から、定例監査の結果及び例月出納検査の結果についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

◇

◎副議長の選挙

○杉田恭之議長 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。副議長の選挙は、指名推選の方法をとりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選において行います。

お諮りいたします。指名については、新井文雄議員において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、新井文雄議員において指名することに決定いたしました。

新井文雄議員、指名をお願いいたします。

○7番 新井文雄議員 7番、新井文雄です。指名をさせていただきます。副議長については、武井誠議員でお願いをいたします。

○杉田恭之議長 ただいま新井文雄議員において指名をいただきました武井誠議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました武井誠議員が、副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました武井誠議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

◇

◎副議長就任の挨拶

○杉田恭之議長 武井誠議員、自席において就任のご挨拶をお願いいたします。

○武井 誠副議長 副議長の就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

職責を自覚し、議長を助け、円滑かつ民主的な議事運営に心がけてまいります。どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○杉田恭之議長 ありがとうございます。

副議長の選挙に当たりましてご協力をいただき、ありがとうございました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第6、議案第9号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第9号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任についての提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

本案につきましては、監査委員木村栄一氏の任期が平成30年10月12日で満了することに伴い、後任として長谷部博之氏を選任することについて協議いたしましたところ、内諾をいただきましたので、地方公営企業法第39条の2第5項の規定により、同意をいただきたく提出するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、議案第9号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第10号の上册、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第7、議案第10号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第10号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

平成29年度における水道事業決算の概要について申し上げます。水道事業収益につきましては34億6,462万4,961円、水道事業費用につきましては29億9,620万8,059円となり、この結果、2億9,734万9,433円の純利益となりました。

これに資本的支出において使用された建設改良積立金4億6,840万560円を加えた7億6,574万9,993円につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、純利益を建設改良積立金として、また建設改良積立金を自己資本金として処分することといたすものであります。

次に、資本的収入につきましては7,693万2,626円、資本的支出につきましては23億5,948万4,606円となり、この不足する額22億8,255万1,980円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、当企業団の経営状況は、純利益を計上したことからおおむね安定しておりますが、1人1日平均使用水量が、節水機器の普及などにより平成25年度以降300リットルを下回る状況が継続していることなどから、将来予測される人口減少社会の到来により、今後における経営の安定性が懸念される状況でございます。

なお、この決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、去る6月22日、監査委員の審査を受けておりますので、申し添えます。何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決及びご認定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明

といたします。

- 杉田恭之議長 次に、監査委員から決算審査の結果についてのご報告をお願いいたします。

木村監査委員。

- 木村栄一監査委員 決算審査の結果につきましてご報告を申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業決算につきまして、平成30年6月22日に企業団事務所におきまして決算審査を行いました。

当該決算につきましては、決算報告書及び財務諸表並びに附属書類を審査いたしました。決算数値は正確であり、諸書類も関係法令に準拠して作成され、会計経理も企業会計原則及び諸規程に従って処理されており、いずれも良好と認められました。また、財政運営につきましても健全になされているものと認められた次第であります。

なお、内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

以上、審査の結果報告とさせていただきます。

- 杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

7番、新井文雄議員。

- 7番 新井文雄議員 7番、新井文雄です。議案第10号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について質疑を行います。

項目別ということで、5点についてお伺いをいたします。

まず1点目、4ページの当年度純利益について、それから2点目、8ページ、2の流動資産(1)、現金預金について、3点目、20ページの関係で経営指標、有収率について、4点目は、別の資料の関係、31ページ、水道の普及率について、最後に5点目、資料の36ページの後ろにグラフがありますが、ページがないので、その経営比較分析表についてお伺いをしたいと思います。以上、5点です。

まず1点目、4ページです。当年度純利益ということで、約2億9,700万円ということで、昨年は4億6,000万円を超える金額だったというふうに思います。1億7,000万円近い大幅な減少をしていますので、この詳しい内容について、まずお伺いをいたします。

- 杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

- 前原民子庶務課主席主幹 新井議員さんのご質疑にお答えいたします。

平成29年度、当年度純利益につきましては2億9,734万9,433円となりました。平成28年度純利益に比べまして約1億7,000万円の減少でございます。この主な要因につきましては、決算書の32ページをごらんください。事業収入に関する事項でございます。こ

らの事業収入では、その他営業収益の給水管移設負担金が約1,200万円、水道利用加入金が約1,000万円減少したことから、約2,200万円の減、またその他特別利益の退職給付引当金戻入の発生がなかったことから、約3,300万円の減となりました。

一方、33ページにございます事業費に関する事項、こちらの事業費におきましては、総係費において、委託料としまして、基本計画等策定業務委託を行ったことなどにより約4,700万円の増、それと資産減耗費が除却資産の増加によりまして、約6,300万円増加したことなどにより、総計で減益となったものでございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 わかりました。

では、2項目に入りたいと思います。現金預金の関係、流動資産、8ページ、現金預金について、資料の30ページにこの20年間の掲載をされております。見ていただくとわかると思うのですが、42億円から53億円を超える現金預金になっておると思います。資料の30ページです。概要の資料です。そこにそういうふうに乗っております。29年度は34億円を少し超える額ということで、昨年と比べて11億円ほどの減になっております。この主な理由について、まずお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 新井議員さんの質疑にお答えいたします。

現金預金が減った理由についてでございますが、決算書の42ページにございますキャッシュ・フロー計算書のほうでご説明をしたいと思います。

まず、1の業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施による資金の増減をあらわしたもので、給水収益などによりまして9億6,462万252円の資金の増加がございました。

次の43ページにございます2の投資活動によるキャッシュ・フローは、将来に向けた経営基盤の確立のために行う投資活動による資金の増減をあらわしたもので、継続事業となっておりました鶴ヶ島浄水場機械・電気計装設備改修工事などの完了によりまして、固定資産取得・建設改良費事業等実施額が増加したことから、20億8,500万3,420円の資金の減少となり、結果といたしまして、4の現金預金の減少額として11億2,038万3,168円となったものでございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 2度目の質疑をしたいのですけれども、新たな事業の関係が相当出てきているということだと思います。主な金額のうち工事の内容についてお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 主な工事の内容についてご説明をいたします。

平成29年度は4件の継続事業が完了いたしました。内容については決算書の25ページをごらんください。こちらは事業報告書の2、工事（主なもの）といたしまして、平成29年度に竣工した建設工事や改良工事等の概況を記載しておりますのでございます。

まず、26ページ4行目にごございます拡張用地整備工事及び鶴ヶ島浄水場機械・電気計装設備改修工事が工事費約3億900万円、次の27ページ2行目にごございます鶴ヶ島浄水場機械・電気計装設備改修工事が工事費約11億円、次の行の鶴ヶ島浄水場機械・電気計装設備改修工事その2が工事費約2億9,000万円、また次の行の鶴ヶ島浄水場管理本館改修工事が工事費約1億1,800万円でございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 工事の増額だというふうに理解をいたしました。

あと現金預金の関係で、利息が……現金預金もたくさん減ったということがあると思うのですが、受取利息の関係ですけれども、半分以下になっているということで、その理由についてお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 受取利息が減となった理由についてお答えいたします。

平成29年度の資金運用につきましては、入札により決定した金融機関で、平均約25億3,000万円、こちらを6カ月及び1年の自由金利型定期預金にて運用をいたしました。その結果、受取利息及び配当金につきましては、前年度に比べ約180万円減の137万5,153円となったものでございます。この受取利息の減少の要因につきましては、自由金利型定期預金の平均利率、こちらが前年度の0.07%に対しまして0.023ポイント減の0.047%となったことに加え、運用額が前年度、こちらは36億円でしたが、これに対しまして約10億7,000万円減少したためでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 3回ですので、次の3点目に移ります。20ページの経営指標の関係です。有収率についてお伺いします。

92.9%ということで、昨年もよくなって、ことしも1%ほど超えてよくなったということで、本当に結構なのですけれども、これまでの取り組みが実ったということだと思います。この取り組みの内容について、まずお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 小林施設課主席主幹。

○小林 栄施設課主席主幹 新井議員さんのご質疑にお答えします。

有収率向上の取り組みといたしまして、平成10年度より漏水調査を実施しています。漏水調査では、従来、給水区域を3分割し、3年に1度のサイクルで行う全域的な調査を行い、平成29年度までに3,175件の漏水を発見し、修繕を行ってまいりました。平成28年度からは、全域的な調査に加え、過去の漏水調査のデータから漏水頻度の高い地区、坂戸市では西坂戸、鶴舞、鶴ヶ島市では上広谷、鶴ヶ丘、脚折、下新田地区を重点地区とし、3年に1回の調査ではなく、平成28年度、29年度ともに調査を行っております。これにより、両年度におきましては約300件程度の漏水を発見し、修繕を行いました。

また、漏水の多くが宅地内の止水栓で発生していることから、平成28年度からは配水本管布設替工事の際に、本管の分岐箇所から止水栓までを耐震性を有する給水管に更新しています。こうしたことから漏水量が減少し、有収率の改善につながっているものと考えております。

有収率は、平成22年度の94.25%をピークに5年続けて下降していたものが、平成28年度に前年度比プラス0.67ポイントの91.81%、さらに平成29年度では、前年度比プラス1.09ポイントの92.9%に上昇したところでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 よくなったということが出てきたと思います。この結果は、実際は29年度より以前の取り組みがきいてきたかなというのは実態かなというふうに思います。十数年前は95とか、そういう数字でまだまだなかなか、これ以上よくなれないといけないのかなというふうに思います。今後の重点策も含めて取り組みについてお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 小林施設課主席主幹。

○小林 栄施設課主席主幹 お答えします。

漏水調査につきましては、有収率向上対策として今後も継続的に実施していく予定でございます。従来行ってきた3年に1度で行う全域的な調査を改め、給水区域内を漏水頻度により地区分けし、漏水頻度の高い地区は重点地区として継続的に調査を実施するとともに、漏水頻度の低い地区においては、漏水調査の間隔を開けるなど、漏水調査対象地区の組み合わせの再編成を行い、より効率的に漏水調査を実施してまいります。

また、漏水調査の新しい方法、新しい技術も検討いたしまして、漏水の早期発見、早期修繕を目指し、改善していきたいと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 では、4点目の関係で、水道の普及率についてお聞きをいたします。

決算概要の資料の31ページです。中ほどの表のほうで99.29%ですか。ここ10年、99%を超えたところというふうに認識をしております。0.7%ぐらいの方が入っていないということだというふうに思います。この普及の状況について、あと0.7ということでありますけれども、わかる範囲でまずお聞きをいたします。

○杉田恭之議長 毛須給水課長。

○毛須章久給水課長 お答えいたします。

当企業団では、給水区域内人口及び給水区域内戸数を構成市に照会し、その数値をもとに給水人口及び普及率を算出しております。算出方法につきましては、給水人口を行政区域内人口で除して得た割合となっております。なお、平成29年度決算では、決算書32ページにお示しいたしましたように、前年度比0.02ポイント増の99.29%となっております。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 数制的なところはわかりました。坂戸市には企業団に入っていない団体が片柳にあるというふうに聞いております。相当前からできたということですが、その辺の内容と、あと件数も含めて、それから普及率の算出にその数字は反映をされているのかどうか、その辺も含めてお伺いいたします。

○杉田恭之議長 毛須給水課長。

○毛須章久給水課長 お答えいたします。

片柳南部簡易水道組合の1簡易水道があり、ほかにはございません。

また、普及率算定に関しまして、片柳南部簡易水道組合は給水区域内人口には含まれておりますが、当企業団における給水人口には含まれておりません。

なお、片柳南部簡易水道組合の世帯数は約170世帯と把握しております。

○杉田恭之議長 新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 企業団の前からあったというふうにちょっと記憶しているのですが、そこでも今いろいろ悩んでいるような話もちょっと聞きましたので、そのような団体、1つしかないということですので、その団体について、今まで指導とか相談とか、その辺についてはどのように行われてきたのかお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 毛須給水課長。

○毛須章久給水課長 お答えいたします。

平成29年3月に埼玉県から平成28年度の組合への立入検査において、民間企業への運転管理委託や水道事業体との統合を検討するなどについて指導を行ったと説明がございました。これに伴い、組合側から簡易水道で使用している深井戸2本について、企業団へ譲渡したいとの要望を受けましたが、水道事業の認可上、引き取ることはできないと回答をさせていただいております。

また、水道利用加入金について、減免措置ができないかを問われました。しかしながら、企業団としては、簡易水道組合利用者以外の市民との公平性の観点から、水道利用加入金の減免はできないと回答をさせていただいております。その後、企業団では、片柳南部簡易水道組合と5回協議を行うとともに、組合員に対し簡易水道から水道事業への給水切替工事の手續等について説明会を1回開催しております。

○杉田恭之議長 新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 加入金が値上げをされてしまった後なものですから、今後のことだと金額が高いなというのが非常に気になったので、質疑をいたしました。

次、5点目です。先ほどの資料の概要、一番最後のところ、ページのない表でちょっとお伺いをいたします。

一番下、老朽化の現状ということで、真ん中の②と③の関係です。②について、県平均よりもこのところ続けて多くなっていますので、その辺の現状について、それから③については管路更新率ですか、28年度ですか、前年度が非常に高くなっているものですから、今年度も含めてどういう状況なのかについてお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 お答えいたします。

こちらの経営比較分析表につきましては、総務省からの通知により策定及び公表を行っているものであり、地方公営企業決算概況調査に基づき作成をしております。こちらの経営比較分析表の2、老朽化の状況、②にございます管路経年化率は、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示す指標で、管路の老朽化度合いを示すものでございます。

算出式につきましては、法定耐用年数を超過した管路延長割る管路延長掛ける100となっておりまして、平成28年度は22.00%でございます。水道管路は法定耐用年数が40年であるため、当企業団では発足時に布設された管路が平成22年度に40年を経過し、今後、布設当時の延長を上回る更新を実施しない限り、経年管路は増加していく見込みでございます。

次に、③の管路更新率は、当該年度に更新した管路延長の割合をあらわす指標で、管

路の更新ペースや状況を把握できるものでございます。

算出式については、当該年度に更新した管路延長割る管路延長掛ける100となっております。平成28年度は0.90%でございました。平成27年度の0.28%と比較いたしますと、0.62ポイント増加しておりますが、これは主に、平成27年度の幹線管路更新事業であった配水本管第112工区外布設替工事が平成28年度へ繰越しとなったためでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 ②については年数がたっているということで、今後ふえていくというふうに理解をいたしました。

③の管路更新の関係について、もう少し詳しく、更新についてどのようになっていくのかお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 山崎施設課長。

○山崎利隆施設課長 新井議員さんのご質疑にお答えいたします。

更新事業につきましては、当初約85キロメートルありました石綿管の更新を行い、耐震性を有する管路に更新し、平成22年度にほぼ完了しております。

次に、石綿管更新事業に続いて、災害時の避難所となる公立小中学校を重要給水施設と位置づけ、各施設周辺の配水管の布設状況により耐震管への更新を行いました。

坂戸市では、小中学校を6校、鶴ヶ島市では小中学校を5校、計11校を対象とし、平成24年度から平成27年度までの3カ年において、約6.2キロメートルを更新いたしました。さらに、口径300ミリメートル以上の管路を幹線管路と位置づけ、平成25年度に幹線管路耐震化（管路更新）計画を策定し、平成27年度から更新事業に着手しております。幹線管路については、給水管を分岐しないものと位置づけ、並行して分岐用に使用する副管の布設を同時に行っております。現在、幹線管路の延長約52キロメートルのうち、約5.2キロメートルの更新が完了いたしました。

以上でございます。

○杉田恭之議長 新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 3度目ですので、もう1回ということだろうと思っておりますけれども、まだほんのわずかというような数字が出てきたと思います。今後の取り組みについてはどのように行っていくのか、その辺についてお伺いします。

○杉田恭之議長 山崎施設課長。

○山崎利隆施設課長 お答えいたします。

配水管路について、平成29年度に策定した基本計画に基づく口径300ミリメートル以上の配水管及び重要給水施設までの幹線管路耐震化計画により重要幹線を選定し、更新年度を平準化して実施していく計画があります。また、口径250ミリメートル以下の配水管、水管橋及び軌道下の管路についても老朽化した管路から順次更新を実施してまいりたいと考えております。

基本計画では、計画期間である平成30年度から平成44年度の間、配水管路については約70キロメートル、工事費で約85億円の更新を予定しております。また、導水管及び送水管についても約8.5キロメートル、工事費で約10億円の更新を予定しております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 ほかに質疑はありませんか。

8番、近藤英基議員。

○8番 近藤英基議員 8番、近藤でございます。1点お聞きして、確認しておきたいと思うのですが、28年の決算のときにも私意見を述べさせていただいたように記憶しておりますが、先ほど新井議員さんからもちょっとお話があったのですが、資料の決算概要の32ページ、また決算書のところにもありますが、この基金の運用、有価証券であります。前回も平成27年度より運用はやっていないという話を伺ったところでありますが、確かに国債の金利の低下等は否めないところでありますが、他自治体によりますと、やっぱりマイナス金利時代におきまして、国債に頼らず、安全かつ有利な証券に運用して、そしてそれなりの利益と申しますか、益が生じているという事例もたくさんあるやに思うのですが、当企業団においては、平成27年度からまるっきり運用していないということではありますが、このことについて検討したのか、また今後どうしていくのか伺っておきたいと思えます。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 近藤議員さんの質疑にお答えいたします。

近藤議員さんご指摘のとおり、平成27年10月に有価証券の満期を迎えた以降、購入条件を満たす国債の購入が不可能でございましたことから、それ以降、国債の購入はございません。

先ほどご説明させていただいた29年度の資金運用につきましては、自由金利型定期預金のみの運用となっております。7月30日現在の国債の金利の状況をちょっと調べておりますけれども、今の時点では残存期間が7年までのものは全てマイナスの利回りとなっております。満期まで保有しても利益が出ない、逆に損となってしまっている状況でございます。

また、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の公金管理、債券運用基準、こちらのほうを制定してございますけれども、債券運用基準につきましては、国債のみの購入ということで規定をされているところがございます。議員さんご指摘のとおり、国債のほかにも地方債、県債等有利な証券がございますと思いますけれども、ただいまのところ制定上は国債しか購入ができない状況でございます。

国債の購入につきましても、当然自由金利型定期預金を実施をいたしますときにも、定期預金の金利のみならず国債の状況も見て、運用先を決定している状況でございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 近藤英基議員。

○8番 近藤英基議員 わかりました。私もちょっと勉強不足、認識不足だったのですが、当企業団が運用は国債のみという規定ということ承知していなかったのですが、そうであれば当然これは理解できるのですが、一步踏み込めば、企業団でありますので、その辺も研究して、見直すところは見直して、そして今実際安全で有利なものもございます。運用も非常に短期でも自由にできるというのも私もある程度承知しているところがありますけれども、それも含めやっぱり今後、検討、研究していただければと思います。これは要望しておきます。

以上です。

○杉田恭之議長 ほかに質疑はありますか。

6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 6番、山中基充です。議案第10号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、3点について質疑をさせていただきます。

少し総括的な質疑になってしまうのですが、決算書の中で経常収入及び支出部分で、今回当該年度は水道事業収益ということで、減の理由がまず配水量の減によるというものと、あと負担金、工事の合理化といいますか、切り回しをしなくて済んだ部分で工事の減によるというものとご説明がございました。それぞれの中身について質疑をさせていただきますとともに、あと、最終的に剰余金が生じておりますけれども、その今後の使い道といいますか、考え方についてということで3点質疑をさせていただきます。

まず、配水量について、当企業団の収入の根幹は、水道を利用させていただいて、水のその料金で賄っていくということでございまして、長期的にといいいますか、減水、その量が減っているというのは、先ほどの質疑にもございましたけれども、その現状につい

てお伺いをいたします。

また、今後の動向についても改めてお伺いをいたしたいと思います。

○杉田恭之議長 山中議員、質問が3項目あるということで、もう一度、1つ、2つ、3つということで明確にご発言をいただいてから改めて1番ということでお願いいたします。

○6番 山中基充議員 済みません。そうしましたら、配水量について、区画整理のその工事等の負担金について、そして剰余金についてということで3点させていただきます。

1回目の質問として、配水量の減について改めてお伺いをさせていただきます。

○杉田恭之議長 笠木浄水課長。

○笠木知之浄水課長 ただいまの質疑についてお答えいたします。配水量の減についてお答えいたします。

平成29年度の配水量は1,961万264立方メートルでございましたので、平成28年度の配水量1,990万1,688立方メートルに比べ29万1,424立方メートルの減となりました。これは、節水意識の高まりや節水機器の普及のほか、漏水量を減少させるため引き続き漏水調査を実施し、新たな漏水の発見とその修繕を行ったこと、また配水管の更新を推進するとともに、浄水場の配水圧力を細やかに運転調整することにより、漏水量の削減に努めたことによるものであると考えております。

○杉田恭之議長 山中基充議員。

○6番 山中基充議員 1回目の質問にもさせていただきましたように、これは坂戸、鶴ヶ島水道企業団にとってある意味生命線の数字であるというふうに思っておりますが、この平成30年、ビジョン等が公表されておりますけれども、それによって今後の動向についてと、また何か対策等がございましたらお伺いをさせていただきます。

○杉田恭之議長 笠木浄水課長。

○笠木知之浄水課長 今後の動向についてお答えいたします。

平成29年度策定のさかつる水道事業ビジョン第3章、水道事業の現状と課題(2)、給水人口と給水量によりますと、平成19年度から平成28年度の過去10年間の給水人口の推移は微増でありましたが、平成28年度の17万120人から平成29年度は16万9,928人となり、わずかに減少しました。今後の長期的予測としては、水道事業基本計画第3章、水需要の見通しから、計画期間の平成30年度の計画給水人口は17万151人で、最終計画年度の平成44年度では16万172人となり、約1万人の給水人口減と予測しており、日最大給水量は約7,000立方メートル減少する見込みとしております。

これらのことから配水量の今後の動向として、給水人口の減少、節水意識の高まりや

節水型機器のさらなる普及等により、減少傾向で推移していくものと推察しております。

○杉田恭之議長 山中基充議員。

○6番 山中基充議員 当組合の特徴として、水道の場合は、使えば使うほど単価が高くなるということで、大きな企業等があると財政的には有利と言われている中、そのほとんどの方が個別のご家庭の水の利用量ということで、核家族化の進展によって、人口はふえても使用量が減ってしまうというそんな結果なのかなというふうに思っております。

今、地域未来投資促進法等に基づいて、鶴ヶ島においては、農業大学校跡地活用であったりとか、大きな企業が入ってくる。また、坂戸においても坂戸インター周辺に取り組んでいくということでございますので、そういった動向についても今後注視をさせていただくように、またそれをよい機会として生かしていただくようにご要望させていただきます。

続きまして、区画整理の負担金ということで、今回の減収の場合には、本来であれば区画整理というのは事業者が行うべきものを、水道に関しましては専門性がある、当企業団が行って、その負担をその施行者に求めるという形で、今回はそれが合理的に行われたということで、その分減になっているということでしたけれども、その中身についてお伺いをいたします。

○杉田恭之議長 山崎施設課長。

○山崎利隆施設課長 山中議員さんのご質疑にお答えいたします。

区画整理の負担金につきましては、当初予算にて各区画整理事業より工事予定箇所が示され、概算費用を積算して負担金の算出を行っております。平成29年度予定箇所といたしましては、石井土地区画整理が3路線、380メートル、片柳土地区画整理、4路線、268メートル、関間四丁目土地区画整理、2路線、200メートル、一本松土地区画整理、8路線、915メートル、若葉駅西口土地区画整理、1路線、50メートルとして積算いたしました。

各区画整理事業の進捗状況により年度内工事が施工できなくなった部分につきましては、負担金が減額となっております。

詳細といたしましては、片柳土地区画整理で1路線、65メートル、関間四丁目土地区画整理で1路線、115メートル、一本松土地区画整理で3路線、325メートルがそれぞれ減となっております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 山中基充議員。

○6番 山中基充議員 済みません。1点ちょっと確認させていただきたいのですが、議案の説明のときに、工事として切り回しの予定のところがそれをしなかった分で減になったというような説明を受けたのですけれども、そのことはちょっと確認をさせていただければと思います。

また、こういった区画整理にかかわる積算、もともと事業については、費用負担について、普通ですと、要は本来だったら施行者がやる分を水道企業団がやるということだと、民間だと多分中間マージンと言ったらおかしいですが、それなりの利益等が発生するのかな、要は自前でやるよりも少し……その前に専門性がないので自前ではできないのですけれどもというような、そんな形で負担を……水道事業自体を例えば鶴ヶ島なら鶴ヶ島単独でやっている場合と、今回のような企業団でやっている場合とでは負担が変わってくるのかということについても確認をさせていただきたいと思います。

○杉田恭之議長 小林施設課主席主幹。

○小林 栄施設課主席主幹 先ほどご質疑がありました切り回しの件でご説明させていただきます。当初予算積算のときにおきましては、区画整理事業とあと下水道もあるので、そちらのほうと予算のときに調整をいたしまして予算積算しているのですけれども、実際工事に伴いまして、先ほどの説明もありましたけれども、補償とかその関係で施工場所が変更になったり、工事の規模が縮小したり、下水道工事におきましては、実際の工事に入る際に、より詳細な試掘工事とか、そういうのでより詳細な工事を行って、当初予定していた移設工事がしなくても済んだということがあります。

区画整理事業におきましては、移設箇所を当初10カ所を予定していたのですけれども、これが3カ所に減少したと、下水道工事におきましても3カ所予定していたのですけれども、これが移設工事が必要がなくなったと、そういう経緯があります。

以上でございます。

○杉田恭之議長 山崎施設課長。

○山崎利隆施設課長 お答えいたします。

区画整理事業における水道管布設工事につきましては、坂戸市及び鶴ヶ島市と年間費用負担協定等を締結して、各年度の事業を行っております。坂戸市及び鶴ヶ島市と企業団との費用負担は、事業費用の2分の1ずつをそれぞれが負担することとなっております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 山中基充議員。

○6番 山中基充議員 そうなりますと、基本的に民間のように中間マージンを取るとい

うことではなくて、単独でやる場合と遜色……お互い2分の1ということでございますので、そういったことについては遜色はないといえますか、特に利益の発生はないということと理解をさせていただきます。

続きましては、剰余金について、剰余金は施設の……最終的に、収支的な経費で剰余金を要はさっきの管の更新であるとか、そういったものに使っていくということでございますけれども、今回、災害等もございました。そういったことについての留保等もしていくのか、それとも更新に全て使っていくのかということ、改めてお伺いをさせていただきます。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 お答えいたします。

剰余金についてでございますが、決算書6ページでございます剰余金処分計算書(案)でございますが、表の右端でございます未処分利益剰余金につきましては、当年度末残高7億6,574万9,993円のうち、平成29年度純利益の2億9,734万9,433円を平成30年度における資本的収支不足額の補填財源の一部として、建設改良積立金に全額処分し、また前年度の平成28年度純利益4億6,840万560円を平成29年度における資本的収支不足額の補填財源の一部として、建設改良積立金としましたが、この積立金を使用したことから、これを自己資本金に全額処分するものでございます。

当企業団では、当面、当年度純利益を建設改良事業の財源に充てる目的で建設改良積立金として積み立てていく予定でございます。

○杉田恭之議長 山中基充議員。

○6番 山中基充議員 この後、一般質問でも質問させていただくのですけれども、とりあえずは収支的経費の剰余金を一旦積立金に入れて、それを資本的の要は更新等に使っていくというのを、そのままやっていかれるということでございました。

平成29年度までの水道ビジョンですと、そろそろといいますか、その20億を除いた部分だと思っておりますけれども、起債をする予定だったのが、今年度も起債を、企業債を借り入れをせずに済んでおりまして、あと1回ぐらいは……今までの計画どおりだと、しなくても済むのかなというふうに思っておりますけれども、今後のその企業債のあり方について質疑をさせていただきます。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 お答えいたします。

平成29年度に策定した水道事業基本計画においては、更新需要における資金の必要性から、計画期間中の企業債の借り入れを予定しておるところでございます。水道施設は、

次世代も活用する資産であり、今後の設備投資に係る費用を世代間負担の公平性を確保するため、企業債を予定したものでございます。しかしながら、起債は支払いを先送りすることによりまして、利息も含めて次世代に重い負担を課すことにもなりかねません。企業債の借り入れにつきましては、資金不足を生じることがある程度判明した時点での国の制度でありますとか社会経済環境等、さまざまな状況を勘案し、慎重に検討してまいりたいと考えています。

○杉田恭之議長 よろしいですか。

〔「はい」の声〕

○杉田恭之議長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第7、議案第10号 平成29年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第10号は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。



◎一般質問

○杉田恭之議長 日程第8、一般質問を行います。

通告者は1名であります。なお、質問時間については、議会運営についての申し合わせ事項により、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

発言を許します。

6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 6番、山中基充です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより私の一般質問を行わせていただきます。

1、水不足の懸念について。気象庁は6月29日、関東甲信地方の梅雨明けを発表、昨年より7日早く、平年よりも22日早い執行でした。関東甲信での6月の梅雨明けは1951年の統計開始以来初めて、観測史上一番の速さ、梅雨の期間はわずか23日間、渇水の心配もあるとされています。

- 1、主な水源となるダムの貯水状況などの渇水状況についてお伺いをいたします。
- 2、企業団の渇水マニュアルについてお伺いをいたします。
- 3、企業団の渇水予想と対策についてお伺いをいたします。

2、鶴ヶ島市の水かけまつりについて。鶴ヶ島市は、本年、2020年の東京オリンピックの際、ミャンマーとのホストタウンになったのをきっかけに、ミャンマーの「ダジャン」という水かけまつりにちなみ、8月26日「つるがしま水かけまつり」が行われます。多くの水を使うところからも企業団に相談等があるかと思えますけれども、お伺いをさせていただきます。

- 1、水道企業団とのかかわりについて。
- 2、水道企業団との連携と協力についてお伺いをいたします。

3、水道ビジョンから見るリスクについて。平成30年度は、新たな水道ビジョン15年のスタートの年になります。平成44年までの間、497億円余りの収入と425億円余りの支出で、常に20億円を超える財政的余裕を保ちながら、料金の改定なく、経営の安全性を保てるものとなっています。ただし、県水の受水費の値上げやその他経営環境の変化により、適切な料金改定の必要が生じるとあり、人口減、インフラの老朽化なども考慮した上でのビジョンですが、考え得るリスクについて企業団の見解を伺います。

- 1、県水受水費の状況とリスクについて。
- 2、経営環境の変化の想定について。
- 3、起債について。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 質問事項1、水不足の懸念についての1から3につきまして、順次お答えします。

1についてお答えします。主な水源となります荒川水系の4ダムと利根川水系の8ダムの7月31日時点での貯水状況についてご説明します。荒川4ダムの常時満水容量は1億4,420万立方メートルであります。7月1日から9月30日までの期間は、洪水期に

において一定の洪水調整容量を確保するため、夏期制限期間となります。この期間の有効容量は日々変化し、7月31日現在は7,359万立方メートルとなっています。これに対する4ダムの合計貯水量は7,354万立方メートル、貯水率は100%となっております。

また、利根川8ダムの常時満水容量は4億6,163万立方メートルですが、現在は荒川4ダムと同様に夏期制限期間であり、有効容量は期間一定の3億4,349万立方メートルとなっています。これに対する8ダム合計貯水量は、2億3,806万立方メートル、貯水率は69%となっております。

国土交通省関東地方整備局からの情報によりますと、荒川水系及び利根川水系上流では、取水制限は行われていませんが、鬼怒川流域におきまして10%の取水制限が行われているとのことです。

続きまして、2についてお答えします。当企業団の渇水対策マニュアルは、埼玉県渇水対策本部が設置され、かつ県水受水に多大な影響がある場合に、当企業団内に渇水対策本部を設置して、必要な応急対策を実施するに当たり、的確に実施できる体制を整え、給水制限、応急給水等を円滑に行うための指針を示すものとなっています。

なお、当企業団では、埼玉県渇水対策本部が設置される以前に、渇水情報の収集に努め、県の渇水対策本部が設置された際は、すぐにその対応がとれるよう準備を行っています。渇水対策の実施体制であります。県水の受水制限に応じて、第1段階から第4段階に分け、節水対策や広報活動を実施します。

受水制限率が5%以上10%未満の場合を第1段階として、公用車やホームページによる節水広報、庁舎への横断幕の設置等、節水行動の啓発を行います。受水制限率が10%以上15%未満を第2段階とし、減圧給水、大口需要家や官公署に対して節水協力の文書依頼を行います。受水制限率が15%以上20%未満の場合を第3段階とし、広報車による節水広報の回数をふやすとともに、構成市の防災行政無線も活用し、節水のご協力をお願いします。受水制限率が20%以上の場合を第4段階とし、広報車による節水広報を休日にも行うほか、新聞折り込みチラシによる節水協力を実施します。

また、渇水対策本部を設置し、渇水の情報収集や関係機関との連携を密にし、渇水対策、給水対応を実施いたします。

続きまして、3についてお答えします。気象庁の関東甲信地方の季節予報によりますと、向こう1カ月、平均気温が高い確率が60%、降水量については多い確率が50%と予測されております。また、ことしは雪解けが早く、梅雨時期での降水量が少なかったことも影響しており、今後の動向を注視する必要があると考えております。

渇水時の対策といたしましては、国や県の水道担当部署との連絡体制を強化し、渇水

対策マニュアルによる節水広報等を行うとともに、渇水状況の情報提供に努めてまいります。また、井戸からの取水を増量しなくてはなりませんので、取水井戸の状況や取水能力を正しく把握し、取水ポンプ運転時の動水位を確認しながら、運転管理の強化を図ってまいります。

短期間であればおおむね井戸からの取水量を、平成29年度の1日当たりの実績平均取水量約9,000立方メートルから最大取水可能量1万6,000立方メートルまで80%程度引き上げることが可能と考えられますので、県水の15%受水制限程度なら、一般需要者には影響がほとんどないものと考えております。

なお、近年では、平成24、25、28、29年度に渇水が発生しておりますが、県水の受水制限は最大で5%であり、15%になったことはありません。

また、減圧給水を行う際の対策といたしましては、平成29年度において、管内の低圧地区である坂戸市森戸に設置いたしました配水圧力計を注視し、当該地区の配水に極力影響が出ないように浄水場を運用してまいります。

質問事項2、鶴ヶ島市の水かけまつりについての1及び2につきまして、順次お答えします。1についてお答えします。去る6月下旬に鶴ヶ島市産業振興課より、今月8月26日につるがしま水かけまつりを市役所西側駐車場にて開催する旨の連絡がございました。水かけまつりでは、水鉄砲や水風船等、水を使った催し物のほか、ミャンマーの伝統舞踊の披露や脚折雨乞行事に関する展示等が予定されているとのことです。当初は、水道を使用するに当たっての支障についての問い合わせでしたが、蛇口から水道を使用するのであれば、特に問題はないとの回答を行いました。ただし、渇水状況になった場合にはご配慮願いたいことを伝えました。

その後、水かけまつりが具体化していく中で、消防車による放水を予定しているとの情報がありました。放水に当たって消火栓を使用する際は、近隣住宅等における水道水の濁水が懸念されることから、消火栓からの直接給水ではなく、一旦水槽に水をためてから放水を行うほうが望ましい旨の助言を行いました。

続きまして、2についてお答えします。水道法では、水道事業について、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としています。また、国及び地方公共団体の責務として、水が貴重な資源であることに鑑み、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し、必要な施策を講じなければならないと規定されています。当企業団といたしましては、こうした水道法の趣旨にのっとり、ご協力できることがあれば、市の要請に基づき協力してまいりたいと考えております。

今後とも構成市である鶴ヶ島市並びに坂戸市と連携を図りながら、さまざまな機会を捉え、当企業団の事業や水の大切さなど水道事業のPRにも努めてまいりたいと考えております。

質問事項3、水道ビジョンから見るリスクについての1から3につきまして、順次お答えします。1についてお答えいたします。初めに、県水受水単価の推移についてご説明いたします。当企業団が県水受水を開始した昭和55年4月1日時点での県水単価は、1立方メートル当たり51円30銭、昭和56年4月1日から59円、昭和59年7月1日から77円、昭和63年4月1日から79円、平成元年4月1日から消費税が導入されたことにより、同日から消費税込みで81円37銭と徐々に値上げされてまいりました。平成3年1月1日から若干ですが、初めて値下げされ、80円18銭となりました。しかし、平成4年4月1日には再び値上げされ、86円10銭となりました。その後、平成9年4月1日から消費税が5%に引き上げられましたが、同日から68円62銭に値下げされ、平成11年4月1日にはさらに値下げされ、64円87銭となりました。平成26年4月1日からは、消費税が8%に引き上げられたことにより、消費税分が上乘せされまして、同日以降現在まで66円72銭となっています。

今後の県水受水単価の改定見込みについては、平成28年9月の埼玉県水道用水供給事業者である埼玉県企業局より、平成32年度までは現行料金据え置きとの通知がございました。その後につきましては、値上げの見込みであると聞いておりますが、改定率等詳細についてはわかっておりません。

当企業団では、現在、取水量の約82%が県水であり、平成29年度の県水受水水量は約1,650万立方メートルとなっています。県水値上げによるリスクにつきましては、仮に1立方メートル当たり1円の値上げであっても、平成29年度数値で計算いたしますと、約1,650万円の増加となり、仮に6円の値上げで約1億円の負担増となることから、その影響は大きいものと考えています。

続きまして、2についてお答えします。今回策定いたしました基本計画等の財政計画については、策定時の状況をもとに行っているため、将来の物価変動や県水受水費の改定は見込んでおりません。経営環境の変化の想定につきましては、県水受水費の値上げを初め、建設改良工事に係る材料費、人件費等の値上がりによる将来の物価変動や浄水場設備の大規模な故障、水質事故、国の水道事業に関する制度改正等も考えられます。

また、地震や渇水等の自然災害並びにテロ攻撃なども想定されるところです。先般水道施設にも甚大な被害をもたらしました大阪府北部を震源とする地震など、近年頻発する地震災害につきましては、特に危惧するところでございます。

続きまして、3についてお答えします。平成29年度に策定した水道事業基本計画においては、更新需要における資金の必要性から、計画期間中である平成30年度から44年度の15年間で、総額14億円の起債となる企業債の借り入れを予定しております。本計画では、水道施設は次世代も活用する資産であり、今後の設備投資に係る費用を次世代にも負担してもらうことから、現世代の負担を分配し、世代間負担の公平性を確保するため、企業債を予定しているところです。

しかし、一方では、起債は支払いを先送りすることにより、現代の人口減少社会においては、利息も含めて次世代に重い負担を課すことにもなりかねません。当企業団で設定した管路等の更新需要により、更新事業の分散を図ったものの将来的には多くの更新需要が見込まれています。次世代に水道施設を健全な状態で引き継ぐためにも、財源の確保が重要となります。今回の計画では、災害時の事業継続に最低限必要となる20億円を確保すること並びに水道料金の供給単価を相対的に低く抑えることを条件として、料金改定率と企業債の借り入れをあわせた検討をいたしました。企業債の借り入れにつきましては、資金不足を生じることがある程度判明した時点で、今後の水道法の改正による水道事業体への財政支援策の活用を含め、国の制度やその時点での社会経済環境等、水道を取り巻くさまざまな状況を勘案し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 6番、山中基充でございます。では、一問一答で質問させていただきます。

1、水不足の懸念について、この場合、台風12号が来た後に水不足の懸念というのもちょっと間を逸したなというふうに思っておりますが、実は、この一般質問の通告が7月10日締め切りでございまして、通常普通の構成市であったりとか、またほかの一部事務組合でも割とこれだけ早い締め切りというのではない。ですから、渇水については一か八かみたいなそんな通告でございまして、今回は余り時を得ていなかったなというふうに思っております。

対策については、細かい説明いただきまして、安心して、逆に言いますと、いざというとき井戸水を80%ふやすことができるということも伺いましたので、安心しておきますが、これは要望になりますけれども、こういった通告のあり方についてもぜひともちょっと平準化といいますか、お願いをしたいなというふうに思っております。

続いて、2番についてなのですが、今回は料金の改定に伴いまして、各官公庁にかかわるお金といいますか、水道料金の優遇というのがなくなりましたので、水をある程度

事業に使っていくということについては、前よりはいいのかなというふうにも考えてはいたのですが、消防車の放水等になって、水槽等を利用されたほうがというさまざまなご意見等もいただいて、このシティプロモーションであります鶴ヶ島の水かけまつり、4年に1度の雨乞行事と雨乞行事の間をある意味補完していくと、そういった事業でもありまして、オリンピックが終わっても、ある程度伝統的になっていくのかなというふうに思っております。今回の質問がそういったことの周知につながればという思いでもありますので、この点に関しましては引き続き企業団のご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、水道ビジョンに見るリスクについてということで、この点については起債について質問させていただきます。というのは、水道企業に関しましては、先ほどの決算の審査でもございましたけれども、普及率が99%、ほぼ100%になっていて、下水道料金的时候にもありましたけれども、普及率が上がらない、要は布設している間は、いわゆる公の税金を投入して、その分利用者の負担は軽減されておりますが、100%になった場合には、利用者負担が主立った財源にするべきだという、そんな形で下水道料金は改定をされております。私も水道料金に関しましては、同様の形で各構成市から負担金をいただくずに水道料金だけで運営されているということでございますけれども、今申し上げたように、計画の中には、15年間の間、起債をして、要は料金の改定をしないということでありましたが、私は起債については、ある程度今ご答弁にもありましたように、きちっと既に100%近い普及率がある中で、更新というのもございますが、利用者負担というのを中心に、やはり15年間という縛りではなくて、考えていかななくてはいけないのではないかなというふうにも考えるものでございます。改めて企業団の姿勢は、1回目の答弁に尽きるのかもしれませんが、料金の改定なしありきというのではなくて、やはり応分の負担を求めていくという姿勢も必要ではないかなということも鑑みて、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 それでは、山中議員さんからのご質問についてお答えしたいと思います。

先ほど回答でも申し上げましたとおり、今回の計画では企業債を借りるということで計画はしてございますが、こういう今までの人口がふえていく中で、後の世代にというのも確かにいい方法ではあるのですが、やっぱり人口減少社会に入っていく中で、しかも議員さんからもお話がありましたとおり、100%に近い普及率になってまいりますと、本来であれば更新については水道料金で対応していくのが一番いいわけでございます

が、どうしても急激に資金が必要になりますと、その時点で資金をどうするかと、料金の値上げになるのか企業債を借りるのか、この辺が非常に問題になってくるかと思えます。

最初の質問の中でお答えしたとおり、企業債を借りるに当たっては、大変その先の負担もごさいますので、そのときのさまざまな制度等をいろいろ活用しながら、また利用できるものを利用しながら、私としては企業債ではなくて対応していければと、そのように考えております。

いずれにいたしましても、資金不足が発生することがある程度明らかになった時点で、議会の皆様ともご協議をさせていただいて、今後の資金計画等を一緒につくっていければと考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思えます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 山中基充議員。

○6番 山中基充議員 今回の起債の問題につきましても、ある程度、計画につきましてはいろんな数字の裏づけ等をしていただいで、本当に緻密に組まれているというのは評価させていただいているのですが、その前提条件として、現時点での数字ということで、将来のリスク、特に県水の値上げというのはある意味既定路線のようでもございますし、また予測されてはおりますけれども、人口減がどのような形になっていくのかわからない。また、水道料金に関しましても、何となくそれを値上げしないというほうが良いというイメージもありますけれども、そういったものも含めてきちんと利用者に説明をしながら、納得いく形でやっていただきたいなど、そのためには今回も水道ビジョンのときにも、また実施計画等においても余り広く広報されて……できたことだけは広報されましたが、その中身については、「15年間値上げされないのだったよ」というような、そんな声はまだ私の耳に入っていないので、逆にその辺のことについては普及していないのかなとも思いますが、そういったことの広報も含めて、そのリスクについてもあわせてしていただいでながら、その場に当たっては広く市民に意見を問うような、そんな形で持っていただければということで、こちらはご要望とさせていただきます。

以上で私の一般質問とさせていただきます。

○杉田恭之議長 これをもって一般質問を終結いたします。

以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。



◎議長の挨拶

○杉田恭之議長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、早朝よりご出席をいただき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会が開会され、提出されました議案につきましては慎重ご審議いただき、円滑のうちに日程全てを終了することができましたことを心より御礼申し上げます。

これから坂戸、鶴ヶ島両市の定例会を控え、大変忙しい時期を迎えますが、議員各位を始め、ご参会の皆様には健康に十分ご留意の上、今後とも水道事業の発展のためにご尽力いただきますことをお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。



◎企業長の挨拶

○杉田恭之議長 企業長から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご参集を賜り、ご提案申し上げました議案につきまして、慎重ご審議を賜り、原案のとおりご議決をいただき、まことにありがとうございました。

本日、議員各位から賜りましたご意見、ご提案は、今後の水道事業発展のために役立ててまいりたいと思いますので、今後ともご指導、ご協力をお願い申し上げます。

さて、来週火曜日の8月7日は立秋となりますが、まだまだ暑さが厳しい折でもございます。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、なお一層のご活躍をご祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午前11時47分)

○杉田恭之議長 これをもちまして、平成30年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。